

# 第 3 章

## 計画のめざすもの

### 1 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いの人権を尊重しあい、男女が協力して住みよい家庭・地域・職場をつくりながら、ともにまちづくりに参画する社会に他なりません。本計画は、すべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「多様な生き方が選択できる男女共同参画のまち」を基本理念とし、『精華町男女共同参画推進条例』第3条に示した9つの基本理念に基づいて、様々な分野で活動している住民、事業者、住民活動団体、教育関係者と相互に連携して、男女共同参画を推進していきます。

#### 『精華町男女共同参画推進条例』に掲げる基本理念

- (1) 男女の人権の尊重 すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 住民が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者、住民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 住民が、互いの協力及び社会の支援の下、家事、育児、介護等の家庭生活における活動及び職業生活、その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 次世代の育成 次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、住民が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりへの取組が進められること。
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。
- (7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組 家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。
- (8) 性別による人権侵害の禁止 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）その他の男女共同参画を阻害する暴力行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人、その他あらゆる人の人権についても配慮されること。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組に留意し、国際的な協調の下に行われること。

## 2 施策の柱

本計画は、基本理念の実現に向けて次の3つの施策の柱のもと、それぞれの取り組みを進めていきます。

### (1) 男女共同参画の人づくり

私たちは、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利をもっています。しかし、性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根深く残っています。

この固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現するため、情報提供や学習機会を充実させ意識改革に取り組むとともに、男女がお互いの人権を尊重し認めあう意識を醸成します。

また、重大な人権侵害である DV などに対応するため、相談窓口の周知や、関係機関と連携した被害者の支援体制の整備・充実に努めます。

### (2) 男女共同参画の社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境が実現されることが必要です。また、家庭、職場や地域活動とのバランスのとれた生活を確保するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報提供等の充実を通して男女共に働きやすい環境整備を進めるとともに、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態等、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるように努めます。

また、男女共同参画社会形成の基盤をつくるには、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。しかし、経済・雇用情勢の急激な悪化など環境の変化により、様々な困難に直面する男女が増えています。このことから、援助を必要とする男女の実情に対応し、生活の自立と安定のための支援を行います。

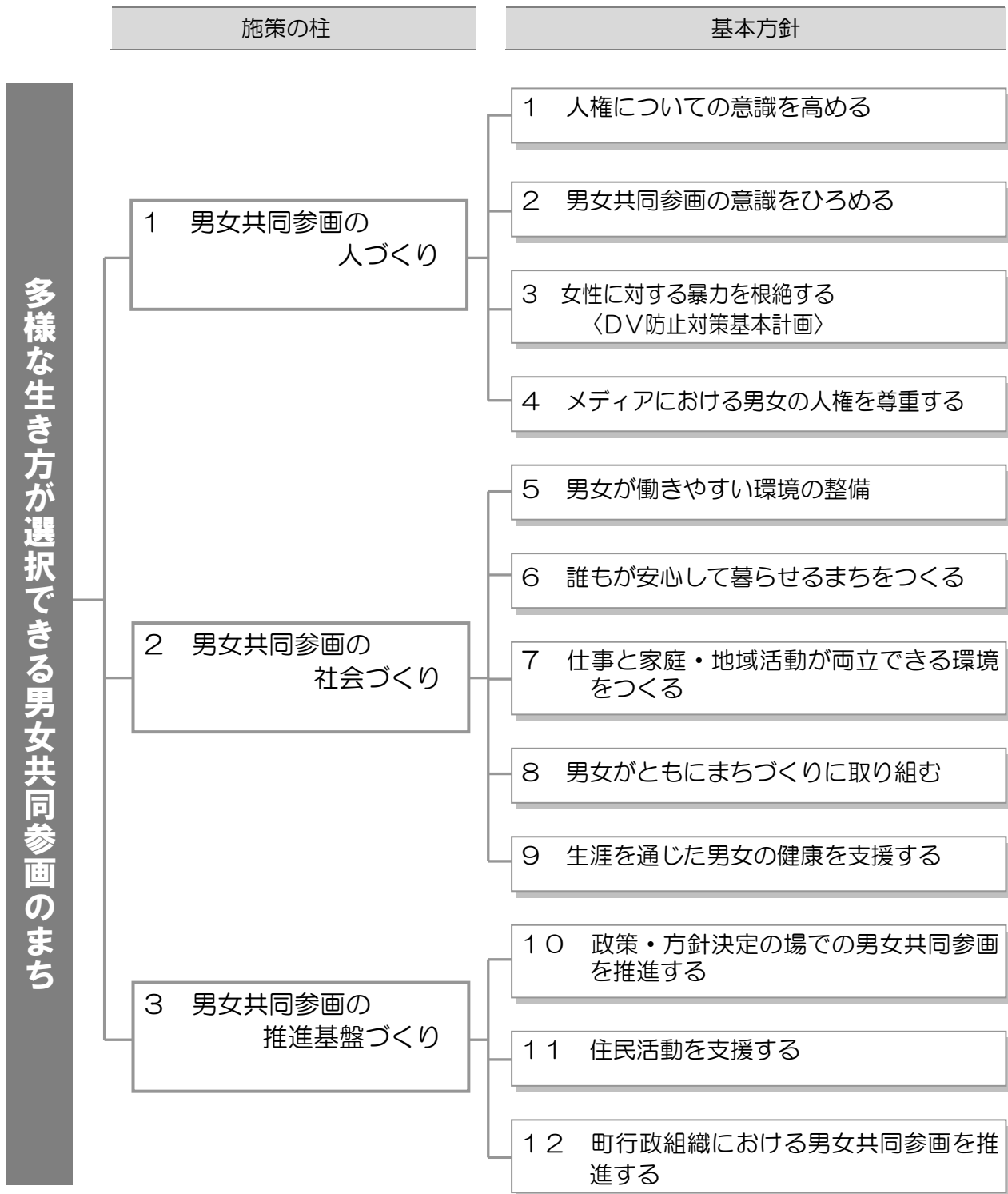
### **(3) 男女共同参画の推進基盤づくり**

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮して主体的に参画していくことが求められています。

そのためには、政策・方針決定の場をはじめ、家庭や地域社会に性別に関係なく参画できる機会の確保が重要です。政策・方針決定過程に女性の参画をより促進するとともに、家庭、地域活動においては男女が共に参画し、責任を分かちあえるよう啓発活動や情報提供に努めます。

また、男女共同参画に関する施策は、町政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、庁内の連携を強化し、推進体制の充実を図ります。

### 3 計画の体系



## 施策

- ①人権尊重の啓発
- ②性と男女平等に関する学校教育の充実
- ③男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進

- ①広報誌等での啓発
- ②企業・各種団体における意識啓発
- ③性別分業に基づいた地域慣習の見直し
- ④図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
- ⑤セクハラ防止の強化

- ①DV防止対策の強化
- ②被害者及び子どもに対する相談等の支援
- ③被害者の安全確保との自立支援

- ①メディア・リテラシーに関する啓発
- ②広報・出版物等における表現の適正化推進

- ①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②農業・商工業における男女のパートナーシップの促進
- ③女性の再就職、経済的自立に対する支援の拡充
- ④女性の能力開発の機会充実

- ①子どもや高齢者、障がい者、さまざまな困難を抱えた人の人権を守る
- ②自立支援と社会参画の推進
- ③防災・災害時の男女共同参画の推進

- ①育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励
- ②家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発
- ③家庭生活における男女共同参画の推進
- ④子育て、介護等支援体制の充実

- ①性別分業に基づいた地域慣習の見直し
- ②地域自治活動への男女共同参画の促進
- ③男女のエンパワーメントの促進

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進
- ②生涯を通じた男女の健康の保持推進
- ③保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

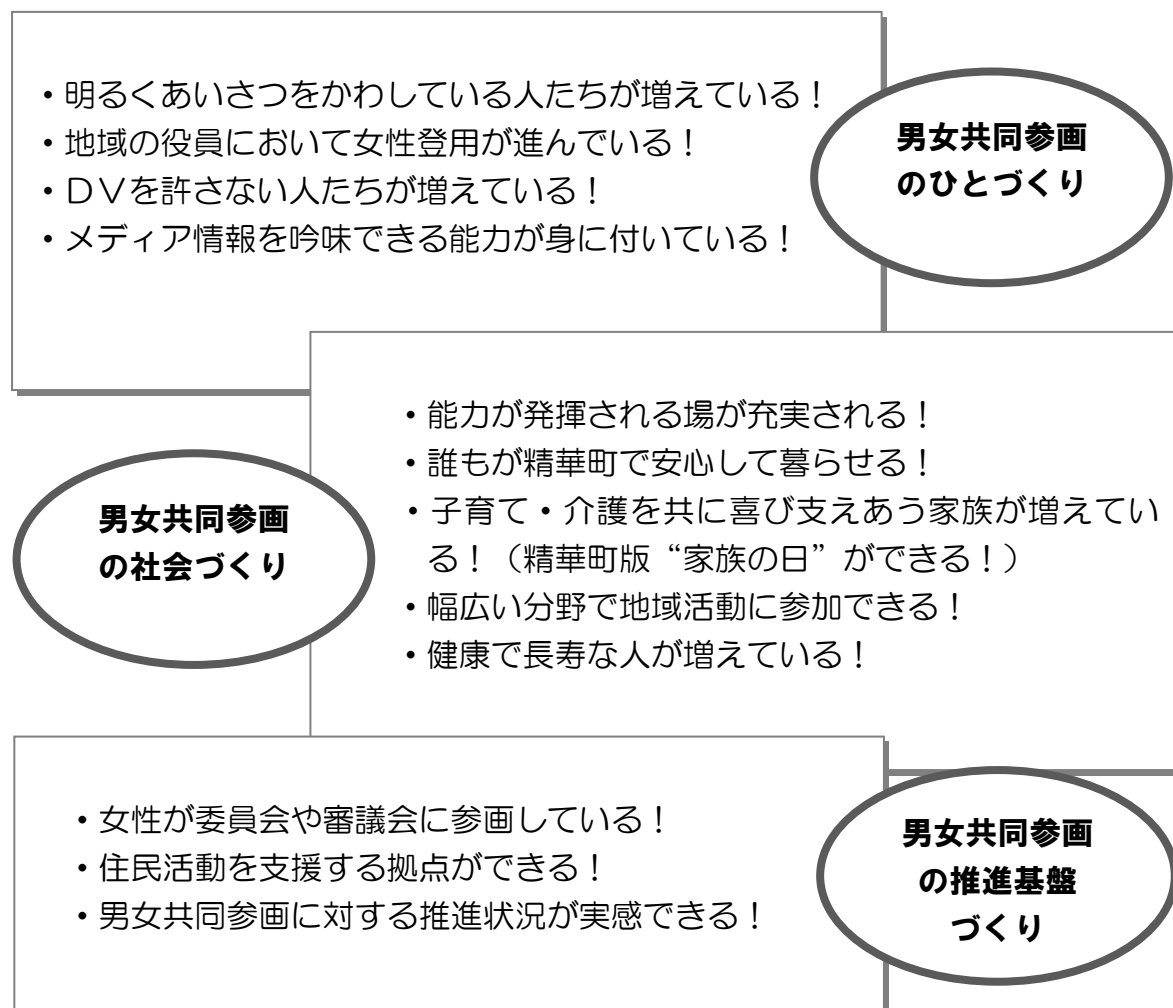
- ①政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成
- ②地域の女性リーダーの養成
- ③委員会、審議会等への女性の積極登用

- ①男女共同参画の拠点づくり（ボランティア活動やNPOを支援する環境整備）
- ②女性の能力開発の機会充実

- ①庁内推進体制の充実
- ②全職員への意識啓発

## 4 達成目標

精華町が目指す男女共同参画社会の姿として、各基本方針に対する基本目標を設定します。



## 5 行動の指針

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべきものであり、行政が単独で担うものではないため、住民・団体、事業所、行政の果たす役割を示しています。互いに連携し、支援しあい、「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく対応を図っていきます。